

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年8月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300087号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300060号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月1日から昭和61年7月21日まで

請求期間について、A社から支払われていた給与は、初任給が18万円くらいで、20万円や22万円くらいの月もあったが、厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額は11万円と記録されているので、実際の給与額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社の給与は20万円くらいであった旨主張しているところ、公共職業安定所から提出された請求者の雇用保険に係る支給台帳全記録照会によると、同社に係る請求者の離職時賃金日額は、4,355円となっていることから、離職時前6か月間の1か月あたりの賃金総額は、約13万円であったことが推認でき、請求者の主張内容と必ずしも符合しない。

また、A社の請求期間当時の事業主は、賃金台帳等の資料の保管がなく、請求者の請求期間に係る届出、厚生年金保険料の納付及び控除について不明である旨回答している上、請求者は、給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る給与及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。